

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

未公開株勧誘行為等差止請求事件

訴訟物の価格 1,600,000 円

ちょう用印紙額 13,000 円

平成23年5月30日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三 (主任)

同 住 田 浩 史

同 増 田 朋 記

同 内 村 和 朝

同 若 宮 隆 幸

同 加 藤 進 一 郎

同 二 之 宮 義 人

同 小 川 顕 彰

同 上 田 敦

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者に対し、未公開株式（金融商品取引所に上場されていない株式であって、店頭売買有価証券又は取扱有価証券のいずれにも該当しない株式）の購入を勧誘してはならない。
 - 2 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定がないのに、株式公開される予定である旨を告げてはならない。
 - 3 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定がないのに、株式公開される予定である旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載してはならない。
 - 4 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を告げてはならない。
 - 5 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載してはならない。
 - 6 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式公開の具体的予定がないのに株式公開される予定である旨を告げさせてはならない。
 - 7 被告は、第三者をして、消費者に対して、株価が確実に上昇する旨を告げさせてはならない。
 - 8 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせてはならない。
 - 9 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る旨を告げさせてはならない。
 - 10 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受け、平成22年12月24日、その有効期間の更新の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、平成18年7月7日に設立された投資事業有限責任組合であり（甲2）、投資事業として消費者と契約する場合には消費者契約法2条2項の事業者である。

第2 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、金融商品取引業（金融商品取引法2条8項、旧証券取引法2条8項）の登録を受けていないにもかかわらず未公開株式（金融商品取引所に上場されていない株式であって、店頭売買有価証券又は取扱有価証券にも該当しない株式）の購入を勧誘し、また、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定もないのに、株式公開される予定である旨及び株価が確実に上昇する旨告げ、さらに、同内容を記載した文書・パンフレットを送付している。

また、被告は株式の購入の勧誘に際して、第三者をして、株式公開の具体的予定もないのに、株式公開される予定である旨及び株価が確実に上昇する旨を告げさせ、また、株式を購入できる者が限定されている旨及び株式を買い取る旨を告げさせている。

被告は、今後も、同様の勧誘行為をするおそれがある。

第3 原告は、被告に対し、平成23年5月12日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で、下記請求の要旨のとおり請求し、同書面は、同月13日、被告に対し到達した（甲3、4）。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴組合に対し、

- 1 貴組合が、消費者に対し、未公開株式の購入を勧誘しないこと
- 2 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定がないのに株式公開される予定である旨を告げないこと
- 3 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定もないのに株式公開される予定である旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載しないこと
- 4 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を告げないこと
- 5 貴組合が、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載しないこと
- 6 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株式公開の具体的予定がないのに株式公開される予定である旨を告げさせないこと
- 7 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株価が確実に上昇する旨を告げさせないこと
- 8 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせないこと
- 9 貴組合が、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る旨を告げさせないこと

を請求する。

第4 被告の勧誘行為が消費者契約法4条1項1号および2号に該当すること。

1 被告は金融商品取引業（金融商品取引法 2 条 8 項，旧証券取引法 2 条 8 項）の登録を受けておらず，被告が株式取引を営業として行うことは金融商品取引法 2 9 条（旧証券取引法 2 8 条）に違反する違法行為である。

しかも，金融商品取引所に上場されていない株式で店頭売買有価証券でもない株式の取引は，金融商品取引業登録を経た証券会社でさえ，原則としてその勧誘を禁じられており，唯一，日本証券業協会規則（公正慣習規則第 2 号）により定められた，いわゆる「グリーンシート銘柄」に指定されている銘柄の取引のみが例外的に認められているに過ぎない（公正慣習規則第 1 号「店頭有価証券に関する規則」 3 条， 6 条，公正慣習規則第 2 号「グリーンシート銘柄に関する規則」）。

グリーンシート銘柄でない未公開株式の勧誘の原則的禁止の趣旨は，未公開株式の価値の評価は極めて困難で，公開される情報も少なく，一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから，一般投資家が未公開株式の取引により不測の損害を被ることがないよう保護を徹底したところにある。

このような規制の趣旨に鑑みれば，金融商品取引業の登録を受けていない者が業として未公開株式を一般投資家に対して購入を勧誘することは，それ自体が違法行為であって，適正な価格で販売されることがおよそ考えられない以上，不法行為にも該当する違法な詐欺商法であるといえる。

なお，この点は，平成 2 3 年 5 月 1 7 日に成立した「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」により，下記のとおり，金融商品取引法上，無登録業者が未公開株式の売付け等を行った場合には，対象契約が原則無効とされたことから明らかである。

記

(無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果)

第一百七十一条の二 無登録業者（第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が、未公開有価証券につき売付け等（売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、対象契約（当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。）は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者（当該対象契約の当事者に限る。）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券
- 二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券
- 三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政

令で定める有価証券

したがって、被告による未公開株式の勧誘行為は、およそ適正な価格での販売を勧誘するものではなく、いずれも詐欺行為であって、被告による未公開株式の勧誘それ自体が消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当する。

2 被告の勧誘行為は、株式の購入を勧誘するに際し、株式が公開される具体的予定がないのに株式公開される予定である旨を告げ、消費者に送付する文書及びパンフレットに記載するものであり、株式公開の有無という株式購入における重要事項について事実と異なることを告げて消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当する。

3 被告の勧誘行為は、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を告げ、消費者に送付する文書及びパンフレットに記載するものであり、変動が不確実な株価について断定的判断を提供して消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条1項2号に規定される断定的判断の提供に該当する。

4 (1) 上記のとおり被告自らが行うのと同様に、被告が、第三者をして、株式が公開される具体的予定もないのに株式公開される予定である旨を告げさせることは、消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当し、株価が確実に上昇する旨を告げさせることは消費者契約法4条1項2号に規定される断定的判断の提供に該当する。

(2) また、被告が、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせることは、消費者に対し、株式購入機会が希少であると誤認させて、不適正な価格で株式を購入させようとする詐欺行為であって、消費者契約法4条1項1

号に規定される不実告知に該当する。

(3) さらに、被告が、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る旨を告げさせることは、消費者に対し、当該株式の価値を誤認させて、不適正な価格で購入させようとする詐欺行為であって、消費者契約法4条1項1号に規定される不実告知に該当する。

5 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条1項に基づき、請求の趣旨記載のとおり、消費者に対する上記各不当勧誘行為の差止を請求する。

6 裁判管轄

被告は、京都市内において、消費者に対し、上記各不当勧誘行為を行ったことがある（消費者契約法43条2項）。

証拠方法

甲第1号証の1	適格消費者団体として認定をした旨の通知書(通知)
同号証の2	適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)
甲第2号証	現在事項全部証明書
甲第3号証	差止請求書兼申入書
甲第4号証	郵便物等配達証明書

附属書類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	現在事項全部証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

当事者目録

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階

原 告 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

上記代表者理事 高 嵩 英 弘

(原告代理人)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所(送達場所)

電 話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

弁護士 長 野 浩 三

弁護士 住 田 浩 史

弁護士 増 田 朋 記

〒604-8152

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659 烏丸中央ビル8階

四条法律事務所

弁護士 内 村 和 朝

弁護士 若 宮 隆 幸

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入ル 河二ビル5階

木内総合法律事務所

弁護士 加 藤 進 一 郎

〒604-8175

京都市中京区室町通御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル2階

二之宮義人法律事務所

弁護士 二之宮 義人

〒604-8166

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1烏丸ビル5階

上田・小川法律事務所

弁護士 小川 顕 彰

弁護士 上 田 敦

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号

被 告

J・C・I投資事業有限責任組合

〒340-0052

埼玉県草加市金明町1050番地

ハイツエトワール205号（送達場所）

上記無限責任組合員 岩 田 歳 春